

厚生労働省
令和4年9月26日
07時00分現在

台風第15号について（第1報）

1 厚生労働省における対応

(1) 9/23 10:05 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般

・各都道府県に対し、発達する熱帯低気圧の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（9/22）。

(2) EMIS の運用状況（9月26日 6時30分時点）

9月22日	青森県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月23日	愛知県	EMIS 警戒モードに切り替え。
	→9月24日	EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
9月24日	千葉県	EMIS 警戒モードに切り替え。
	→9月24日	EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
9月24日	静岡県	EMIS 災害モードに切り替え。

(3) 医療施設の被害状況（EMIS 及び県庁情報）（9月26日 6時30分時点）

静岡県において最大4施設に停電が発生したが解消済み。1施設に断水が発生しているが受水槽で対応中。病院機能は維持できており、病院避難や患者転院は必要なし。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

- ・水道事業者等に対して、水道施設の被害等に対する警戒及び二次災害への留意を要請。併せて、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請（9/22）。
- ・静岡県内の4事業者において、56,472戸が断水中（4事業者において最大断水戸数^{*}69,580戸、うち13,108戸が解消済み）。

※各市町村の最大断水戸数の合計

- ・引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【静岡県】 掛川市	112	112	9/24～	・土砂崩れによる断水 ・応急給水実施中
静岡市	68,045	55,000	9/24～	・取水口の閉塞 ・停電による断水 ・水管橋の破損 ・応急給水実施中
島田市	172	109	9/24～	・送水管の破損 ・送水ポンプの停止 ・取水施設の流失 ・水源からの取水不能 ・備蓄水で対応中
<small>かわねほんちょう</small> 川根本町	1,251	1,251	9/24～	・水源からの取水不能 ・応急給水実施中
合計	69,580	56,472		

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(4) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(9/22)

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人

工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（9/22）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（9/22）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

（2）人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（9/22）

日本透析医会災害時情報ネットワークにおいて、4つの医療機関について「透析不可」あるいは「被災有」の情報を確認し、静岡県に照会メールを送付した（11:10時点）。また、日本透析医会災害時情報ネットワークMLにて静岡市を中心に大規模な停電が発生していることを確認した（11:32時点）。静岡県に電話照会し、被害報告のあった4つの医療機関の状況について確認した（14:55時点）。その後、前述4医療機関に加えて静岡県が独自に把握していた6医療機関、計10医療機関について、停電（4医療機関）・断水（5医療機関）・土砂崩れに伴う未受診患者（1医療機関）による被害の報告をメールにて確認した。停電の4医療機関については停電復旧済み。川根本町における土砂崩れに伴う未受診患者2名については9/26に振替透析予定、患者の通院手段確保については静岡県に状況を確認中（19:15時点）。（9/24）

日本透析医会災害時情報ネットワークおよび日本透析医会災害時情報ネットワークMLにて、断水している5医療機関の状況報告あり、うち4医療機関は9/26の透析が可能、1医療機関は他の医療機関に透析を依頼予定であることを確認した。（9/25）

清水区の断水状況、川根本町の土砂崩れ状況の影響を中心に、引き続き情報収集に努める。

（3）避難所におけるマスク着用や手指衛生、換気の徹底、コロナ検査キットの活用、発熱、咳の症状のある人や濃厚接触者の避難といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した。（「令和4年台風第15号に伴う災害に係る感染症予防対策等について」（令和4年9月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡））（9/24）

（4）公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を发出（9/25）。

※ 「【事務連絡】令和4年台風第15号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和4年9月25日付け関係課連名事務連絡）

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・各都道府県等に対し、台風第15号についての注意喚起とともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（9/24）。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 輸血用血液製剤

- ・日本赤十字社等に対し、台風第15号についての注意喚起とともに、輸血用血液製剤関係の被害情報等の収集と報告を行うよう依頼（9/24）。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- ・現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

1. 施設（建物）の被害状況

・静岡県センター

9/24（土）2：06分頃停電、同日14時頃復旧。停電中は自家発電機にて対応（業務に必要な電力供給に問題なし）

2. 採血業務への影響

・静岡県センター青葉献血ルーム

9/24（土）入居ビルの停電により休止

3. 供給業務への影響

静岡市内の道路冠水を回避しながらではあるものの、医療機関への供給は可能

4. その他

東名高速：富士～清水（上下線）、第二東名：浜松浜北～新富士（上下線）通行止めに伴い、9/24（土）東海北陸ブロック血液センターからの製品分配の搬送便は定時（10時）出発し、静岡県赤十字血液センター14時10分着（40分延着）。ただし、医療機関への供給は問題なし。

- ・上記以外に人的被害、供給・搬送業務への影響等はなし。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物

- ・各都道府県等に対し、台風第15号についての注意喚起とともに、毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（9/24）。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（9/24静岡県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（9/24）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出（9/24）。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（9/24静岡県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（9/24）。

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（9/24静岡県）。

8 障害児者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（9/24）。

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（9/24）

(3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を周知。（9/25静岡県）

(4) 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(9/25)

(5) 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(9/25)

(6) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(9/25)

9 災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、1 県 1 市であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
静岡県	いわたし 磐田市	9月26 日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。
※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限定している場合がある。

以上